

令和 7 年度

目黒区青少年育成基本方針

子育てを支援する地域の輪

青少年育成の基本的考え方

未来の世界を担う子どもが、思いやりの心を持ち心身ともに健全に成長することは区民すべての願いです。

すべての大人たちは、子ども一人ひとりをかけがえのない人間として尊重し、自らの意思でいきいきと成長していくことができるよう子どもを支え導くことを自己の責任としてとらえる必要があります。

また、大人社会の都合よりも、子どもをみんなで育てることを重視する地域社会であることを子どもに示すことが大切です。子どもに対して深い理解をもって、健全な成長を妨げている様々な問題の解決を目指し、家庭・学校・地域社会が連携して子育てをサポートしていかなくてはなりません。

「子育て」とは、子どもが本来持っている力に気づき、自身の力と意思で自立に向けた能力を身につけ、自己を成長させていくことをさします。

—平成17年3月目黒区子どもの条例を考える区民会議「目黒区子ども条例(仮称)制定に向けて(答申)」から抜粋—

目黒区青少年問題協議会

1 子どものおかれている現状

Society5.0時代における子どもを取りまく環境は複雑化・多様化しており、子どもの成長を支える家庭における教育力の低下や、地域社会における人間関係の希薄化などによってもたらされる地域のコミュニティ形成の課題など、学校と地域との連携や協力を充実させていくうえでの様々な課題が生じています。

また、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、子どもをまんやかに、こども施策を社会全体で強力に推進していく体制が整備されました。こども基本法では、年齢の規定はなく、すべての子どもが権利の主体として適切に育てられ、意見を表明し、その意見が尊重される等、最善の利益が考慮されることが明記されています。

ア スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、児童ポルノ事件の被害児童数やSNS等の利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童数が増加傾向にあり子どもの性被害は深刻な状況にあります。

イ 「児童の権利に関する条約」については、各方面で普及啓発に取り組んでいるにもかかわらず、子どもへの虐待やいじめが原因の自殺など、子どもの人権に関わる深刻な事態も続いています。特に、虐待による子どもの死亡事件が相次いでいることから、平成31年4月に「東京都子供への虐待の防止に関する条例」が施行され、また、令和元年6月の「児童福祉法」等の改正（令和2年4月施行）により、保護者による子どもへの体罰等が禁止されました。

ウ 平成29年4月に施行した「目黒区いじめ防止対策推進条例」と、同条例に基づく「目黒区いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見、適切な対処）の一層の推進が期待されています。

エ 「民法」の改正により、すでに平成27年に引き下がった選挙権年齢と同様、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から親権に服することなく一人で有効な契約をすることができるようになりました。一方、飲酒・喫煙が可能となる年齢等はそのままとなっています。成年年齢引き下げによって期待される効果（自立した活動の促進等）を最大限にし、懸念される影響（消費者トラブルの発生）を最小限にとどめるため、広報啓発や家庭・学校等による対応が求められています。

オ 子どもにとって、多様な価値観を持つ人々と協力・協働しながら課題を解決する力や日本人としてのアイデンティティを高めながら国籍や文化の違いを越えてお互いを理解し尊重しあうことが重要であり、多様性を受け入れる意識を持つことが必要です。

カ 子どもの健やかな成長をはぐくむためには、家庭・学校・地域が連携し、子どもの安全と命を守り、地域の子どもの地域が育てるという共同行動を具体化し、取り組んでいくことに加え、すべての子どもたちが家庭環境や経済状況、障害の有無などにかかわらず、主体的に学び、社会の一員として生き抜くことができるよう、相談体制の充実や関係機関との連携により支援強化を図ることが求められています。

このような中であって、目黒区では、「児童の権利に関する条約」の理念に基づいて、「目黒区子ども条例」を制定し、生きる・守られる・育つ・参加するなどの子どもの権利を尊重して、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく「子育て」を支えるまちづくりを進めています。

また、令和3年度目黒区健全育成推進委員会において「目黒区児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針」を改訂し、新たに「目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に関する指針」と

して策定し、児童・生徒がさまざまな情報端末等を安全に利用するための学校と家庭での取組について具体的に示しました。

（１）家庭の状況

核家族化、少子化をはじめ、様々な社会・経済状況の変化により、家庭における子どもの生活は大きな影響を受けています。

- 家庭において基本的な生活習慣や社会的ルールを身に付けさせにくいなど、家庭の教育力が低下しているとの指摘があり、家庭外への依存の傾向も見られる。
- 子どもに対して、過保護・過干渉となる保護者が増えている。
- 育児に自信がなかったり無関心であったりする保護者のみならず、子どもを放任したり虐待したりする保護者が増える傾向にある。
- 保護者自身のライフスタイルの変化や子どもの塾通い・けいこごとで、遊びの時間や家族での食事・団らんの機会が少なくなっている。
- 家庭や地域で子育てやしつけなどの悩みを気軽に話し合う機会が少なくなっている。
- 保護者同士の意見交換の場が減ったことによる家庭の孤立化も懸念されており、社会状況に合わせた子どもの見守りや、保護者の連携方法を考えることが求められている。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもである「ヤングケアラー」は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がある。家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくくなっている。
- いわゆる宗教2世に対する、保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待への対応の必要性についても指摘されている。

（２）学校の状況

変化の激しい社会の中で、未来を担う子どもたちが自立して生き抜いていくため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」を身に付けさせるとともに、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力をはぐくむ教育を推進しています。

児童・生徒の資質・能力をはぐくむためには、学習指導要領を着実に実施し、ICT環境を整備しながら、全ての児童・生徒の可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することが必要です。

一方、いじめ、不登校、暴力行為等その他の生活指導上の諸課題への対応は、引き続き、学校が組織的に行うことが求められています。特に、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであり、未然防止、早期発見・解決に力を尽くすことは極めて重要です。

- 差別や偏見、いじめをなくすために、子どもたちが人権尊重の理念を正しく理解し、人権を尊重する態度をはぐくむとともに、人権にかかわる問題解決のために行動できる力を培うことが求められている。
- 規範意識や社会性をはぐくみ、行動力や実践力を身に付けさせるなど、道徳教育の充実が求められている。
- 学校は、「目黒区いじめ防止対策推進条例」及び「目黒区いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定め、児童・生徒がいじめをなくすために主体的に行動で

きるようにするとともに、区、保護者、関係機関、地域と連携協力していじめ防止に取り組むことが求められている。

- 児童・生徒一人ひとりに、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成が求められている。
- 運動等を通じて体力を養うとともに、食育を推進するなど、健康教育の充実が求められている。
- 自然体験、職業体験、ボランティア活動などの体験活動の充実が求められている。
- 情報を正しく読み解く力や情報モラルを含めた情報活用能力を身に付けるための情報教育の充実が求められている。

（３）地域社会の状況

子どもの安全確保をはじめ、子どもが地域で生活していく中で、地域住民同士のつながりや助け合いは不可欠です。「安全安心ＴＯＫＹＯ戦略」（平成２７年１月策定）にも示された規範意識の向上や、地域の力と、分担・連携の強化などの取組を通じて、安全・安心を実感できる社会を目指すことが求められています。

- 地域とのつながりの大切さを感じていても、地域での様々な活動への参加経験が少ないなど、コミュニティ意識やコミュニケーションの希薄化が懸念されている。
- 地域の青少年育成者の役割が期待される一方で、担い手の高齢化や後継者不足が指摘されている。
- 「８条指定図書」※やインターネットを通じた有害情報の氾濫など、子どもにとって好ましくない環境がある。

※東京都青少年の健全な育成に関する条例８条で、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、残虐性等を助長し、犯罪を誘発する内容の図書類又は映画等について、青少年の健全な育成を阻害する「不健全図書」として指定することができる旨規定している。

- 近年の青少年による大麻事犯の検挙人員の急増など、薬物乱用が問題となっているとともに、薬物乱用者が低年齢化している。
- 地域で暮らす様々な国の人々とふれあう機会が増えており、相互理解の充実が求められている。
- 地域が一体となって登下校時における総合的な防犯対策を強化する等、子どもの安全を確保するための取組が必要となっている。
- 家庭・学校・地域・関係機関が連携した、子どもに関わる課題への取組が求められている。

２ 青少年育成推進方針・重点目標

目黒区青少年問題協議会は、青少年育成の基本的考え方に基づき、子どものおかれている現状を踏まえ、次の４点の推進方針とその重点目標を掲げ、これを推進していきます。

推進方針１：明るく温かい家庭づくりの推進

家庭における豊かで安定した人間関係は、子どもに安らぎを与え、社会性を養い、自立を促進させていくものです。特に、家庭において、規範意識を育てていくことはとても重要です。

家庭が子どもの人格形成に第一義的な責任を負っていることを保護者自身も自覚し、日常生活を通して、自らを律しつつ他人を思いやる心や、感動する心をはぐくんでいくことが必要

です。

また、関係機関・団体は、子育て家庭の孤立化を防ぎ明るく温かい家庭づくりを進めるために必要な子育てのサポートをしていくことが大切です。

【重点目標】

- 体罰などによらない子育ての推進
- 親子のコミュニケーションの充実
- 基本的な生活習慣の習得、規範意識の向上など家庭の教育力の向上とその支援
- 子どもが自ら考え、責任をもって行動できるための工夫
- 放課後や休日の子どもの有意義な過ごし方の工夫
- 情報端末の適切な利用等メディアリテラシーに関する保護者への意識啓発とフィルタリングの推進及び利用に関する家庭内でのルールづくりのための支援

推進方針２：地域に根ざした学校教育の推進

児童・生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、個性を伸長させるため、学校教育全体を通じて「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむための教育を推進することが大切です。また、家庭や地域との連携のもとで児童・生徒が主体的に活動できる場面を学校の内外を通じて積極的に設けることによって、児童・生徒の生活体験を豊かにし、自立への意欲及び社会への適応性を高めることが期待されています。併せて、教育力の向上が求められます。

【重点目標】

- 「目黒区いじめ防止対策推進条例」及び「目黒区いじめ防止基本方針」の理念に沿った思いやりの心をはぐくむ教育といじめのない環境づくりの推進
- 児童・生徒の個に応じた指導、互いの個性を認め合い、尊重する教育の推進
- 社会性をはぐくむ教育の推進
- 「めぐろ学校教育プラン」に基づく魅力と活力にあふれ信頼される学校づくりの推進
- 自他ともに尊重し、相互に信頼し合うなど豊かな心を育成する教育の推進
- 子どもが情報端末等の利用に伴う危険性を理解し、被害者にも加害者にもならないための教育・周知・啓発の推進

推進方針３：子どもの社会参加の促進

子どもが団体活動や地域活動などに参加することは、豊かな人間関係を広げるとともに、社会性や自立性をはぐくむ大切な機会です。特に、社会奉仕・体験活動の実践を促進するとともに、社会全体でその重要性を理解し、協力していくことが大切です。

関係機関・団体は、子どもが地域のメンバーとして意見を述べ、活躍できるよう配慮し、自らの役割意識などを身に付けることができるように支援することが必要です。日常のささやかな活動から地域とのつながりを感じてもらい、保護者とともに社会への関わりを促す事が求められています。

【重点目標】

- 地域・学校・関係機関等の連携・協力・調整による、子どもが活動する機会の充実
- 育成者の発掘・養成と活用の促進
- 地域の人材を活用した、学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の展開及びボランティア活動・国際交流・芸術文化活動の推進
- 職業観と勤労観をはぐくむ活動の促進
- 異年齢交流の促進

推進方針４：家庭・学校・地域・関係機関の連携の強化

令和２年４月に策定された「東京都子供・若者計画(第２期)」では、住民に最も身近な区の役割として、関係機関との連携により子どもの状況に応じて必要となる支援の仕組みを構築していくことが求められています。子どもの健全な育成を効果的に進めていくため、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、虐待等の未然防止や早期対応とともに、非行問題の解消や子どもの安全確保について、家庭、学校、地域、関係機関が様々な情報を交換し、相互の連携・協力を円滑にして、子どもを取り巻く社会環境づくりなどの条件整備に努めていくことが必要です。

また、令和７年度から区立小学校２校・中学校１校を先行実施校として、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの制度が導入されることに合わせて、地域学校協働活動との一体的推進が求められています。

【重点目標】

- 地域教育懇談会の取組など、家庭・学校・地域・関係機関の連携強化
- 薬物乱用防止に関する指導の充実
- 青少年が特殊詐欺への加担など、反社会勢力による犯罪被害を受けないための非行防止教育の推進
- 「８条指定図書」や有害情報の排除
- 様々な機会をとらえた人権教育・平和教育等の推進と、いじめ、虐待や非行問題の予防・早期発見、子どもの安全確保に向けた連携協力体制の推進
- ひきこもりの問題等の相談・支援体制の整備
- 「子どもと大人が共に取り組む 明るく朗らかなあいさつ運動」の推進
- ヤングケアラー等の相談・支援体制の整備
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

〔実施機関・団体〕

目黒区、目黒区教育委員会、目黒区立小中学校、目黒区立小学校ＰＴＡ連合会、目黒区立中学校ＰＴＡ連合会、特定非営利活動法人目黒体育協会、目黒区婦人団体連合会、目黒区商店街連合会、目黒区産業連合会、東京私立中学高等学校協会、目黒区民生児童委員協議会、目黒区保護司会、目黒区住区青少年部連絡会、目黒防犯協会、碑文谷防犯協会、目黒区青少年委員会、目黒区少年団体連絡協議会、目黒母の会、目黒警察署、碑文谷警察署、目黒消防署、品川児童相談所、東京保護観察所目黒担当観察官

※ この基本方針は、目黒区や各団体の取り組むべき施策の方向性を示すものです。

令和７年度目黒区青少年育成基本方針

令和７年３月 目黒区青少年問題協議会発行

事務局 目黒区教育委員会事務局生涯学習課

電話 ５７２２－９３０９